

南陽市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 本市における要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、組織及び団体で構成する南陽市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被虐待児童の発見からサポートに至るシステムの構築及び実践
- (2) 児童虐待防止に対する情報交換及び連絡調整に関すること
- (3) 児童虐待防止に係る啓発に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(会議及び内容)

第3条 協議会は、次の会議を開催する。

(1) 代表者会議

システム全体の検討、実務者会議からの活動状況の報告と評価及び研修等。代表者会議は、別表に掲げる者をもって構成し、年1回市長が招集し開催する。

(2) 実務者会議

情報交換、支援を行っている事例の総合的な把握、啓発活動及び代表者会議への報告等。実務者会議は、市すこやか子育て課長（以下「課長」という。）が選んだ者をもって構成し、年4回以上、課長が招集し開催する。

(3) ケース検討会

具体的なケースに基づく、状況の把握、問題点の確認、援助方針の確立と役割分担及び実際の援助や介入方法の検討等。ケース検討会は、課長が選んだ者をもって構成し、随時、課長が招集し開催する。

(調整機関)

第4条 協議会事務局としての調整機関を市すこやか子育て課に置く。

(情報提供)

第5条 要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会議の出席者は、正当な理由がなく、協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、代表者会議で協議して決める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成19年8月24日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	機 関 名	職 制 等
児童福祉機関	山形県中央児童相談所	所長（置賜地域指導主幹）
	南陽市すこやか子育て課 （南陽市福祉事務所）	課長（所長）
	南陽市民生委員児童委員協議会	会長 主任児童委員
	保育園、児童館	施設長
保健・医療機関	山形県置賜総合支庁 保健福祉環境部子ども家庭支援課	課長
	公立置賜南陽病院	福祉事務所嘱託医
	公立置賜総合病院	相談業務代表者
	公徳会佐藤病院	相談業務代表者
教育機関	南陽市立小学校長会	会長
	南陽市立中学校長会	会長
	山形県立南陽高等学校	校長
	山形県立米沢養護学校	校長
	南陽市学校教育課	課長
	教育相談室	室長
	幼稚園	代表者
警察機関	南陽警察署生活安全課	課長
人権擁護機関	山形地方法務局米沢支局	支局長
	南陽市人権擁護委員連絡協議会	会長
調整機関	南陽市すこやか子育て課	課長（福祉事務所所長）
		課長補佐
		こども家庭センター統括支援員
		子ども家庭係長
		母子父子自立支援員・女性相談支援員
		家庭児童相談員